

荊田町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成 28 年 2 月 1 日 決裁

平成 28 年 11 月 28 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という) 第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「事業」という)の実施に関し、法及び介護保険施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成 27 年厚生労働省告示第 196 号)及び地域支援事業実施要綱(平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」。以下「通知」という)に基づいて使用する用語の例による。

(実施主体)

第 3 条 事業の実施主体は、荊田町とする。

(事業の内容)

第 4 条 地域支援事業における事業の構成は次のとおりとする。

(1) サービス事業

- ア 現行の訪問介護相当サービス
- イ 現行の通所介護相当サービス
- ウ 訪問型サービス A (緩和した基準によるサービス)
- エ 通所型サービス A (緩和した基準によるサービス)
- オ その他の生活支援サービス
- カ 介護予防ケアマネジメント

(2) 一般介護予防事業

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(総合事業の対象者)

第 5 条 サービス事業については、法第 115 条の 45 第 1 項に規定する被保険者であつて要支援者又は基本チェックリストにおいて国の基準に該当する者とし、一般介護予防事業については、概ね 65 歳以上の者とする。

(総合事業の実施)

第 6 条 第 4 条第 1 項第 1 号並びに第 2 号に規定する事業は、厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」に基づき実施するものとする。

2 第4条第1項第1号オ、カ及び第2号に規定する事業は、町長が実施するほか、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、医療法人、民間事業者、特定非営利活動法人、指定居宅サービス事業者、地域団体等に委託して実施することができる。

(総合事業の利用申請及び決定)

第7条 第4条第1項第1号アからエまで及びカに規定する事業の利用を希望する者は、苅田町介護予防・日常生活支援総合事業利用申請書(様式第1号)に基本チェックリストを添えて町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、基本チェックリストの内容を審査し、決定の可否を苅田町介護予防・日常生活支援総合事業利用決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(総合事業の費用額及び利用者負担額)

第8条 総合事業における費用額及び利用者負担額は、町長が別に定めるものとする。

ただし、第4条第1項第1号アからエまで及びカに規定する事業の費用額は国が定める単

価を基準として、介護報酬の算定と同様の方法により算出された額とし、第4条第1項第1号アからエまでに規定する事業の利用者負担額は、国が定める負担割合を基準とす

るものとする。

(事業の補助)

第9条 町長は、サービス事業を行う者(介護予防ケアマネジメント事業を行う者を除く。)に対し、予算の範囲内で、当該事業に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(支給限度額)

第10条 第5条第1項第1号の基本チェックリスト該当者のサービス事業支給費の支給限度額は、要支援1の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とする。

2 前項の規定に関わらず、利用者の状態により、町長が認めた場合は、事業対象者のサービス事業支給費の支給限度額は、要支援2の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とすることができる。

(総合事業の高額介護予防サービス費等相当事業)

第11条 町長は、法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算予防サービス費の支給に相当する額(以下「高額介護予防サービス費等相当額」という。)を支給するものとする。

2 前項に掲げる高額介護予防サービス費等相当額の支給要件、支給額は高額介護サービス費等の例によるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、苅田町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。